

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 17 日	
秋田県知事 殿	
提出者	
住 所 秋田県雄勝郡羽後町杉宮字東腰廻63	
氏 名 株式会社柴田組	
代表取締役社長 柴田 晋	
電話番号 0183-62-2124	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社柴田組
事業場の所在地	秋田県雄勝郡羽後町杉宮字東腰廻63
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D建設業：06総合工事業
②事業の規模	1,482,967千円
③従業員数	54名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類／収集運搬→破碎→再生 ・ガラス類／収集運搬→破碎→最終 ・廃ガラス類／収集運搬→破碎→最終 ・金属くず／収集運搬→破碎→再生 ・紙くず／収集運搬→焼却→最終 ・木くず／収集運搬→破碎→最終 ・廃石膏ボード／収集運搬→破碎→最終 ・混合（管理型含む）／収集運搬→焼却→最終 ・その他がれき類／収集運搬→破碎→最終 ・混合（安定型のみ）／収集運搬→最終 ・石綿含有（安定型）／収集運搬→最終 ・建設汚泥／収集運搬→造粒 ・繊維くず／収集運搬→焼却→最終 ・石綿含有（管理型）／収集 ・水銀使用／収集運搬→破碎→最終 ・鉛含有廃塗膜等／ 収集運搬→破碎→最終 固→最終 運搬→埋立

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

仮置きはせず、現場ごとに収集運搬し、適切に処理する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	2,099.36 t	t
	(これまでに実施した取組) 適切に処理する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	1,510 t	t
	(今後実施する予定の取組) 適切に処理を行い、出来るだけ排出量を削減する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃石膏ボード付着物を、除去する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃石膏ボード付着物を、除去する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	2,099.36 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,914.46 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.72 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	16.11 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	減量化し、適切に処理した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	1,510 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,510 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 工事量により変動はありますが、減量化し適切に処理する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

種類	令和5年度実績			令和6年度計画（目標）		
	排出量	処理委託（委託先）		排出量	処理委託（委託先）	
		優良認定処理業者	再生利用業者		優良認定処理業者	再生利用業者
がれき類	1,929.100	1843.570	0.000	1506.000	1506.000	0.000
その他がれき類	8.990	8.990	0.000	0.000	0.000	0.000
ガラス・陶磁器くず	2.010	1.910	0.000	0.000	0.000	0.000
廃プラ類	5.940	5.940	0.000	1.000	1.000	0.000
金属くず	62.001	0.000	0.720	0.000	0.000	0.000
混合（安定型のみ）	0.100	0.100	0.000	0.000	0.000	0.000
石綿含有産業廃棄物（安定型）	34.000	34.000	0.000	0.000	0.000	0.000
建設汚泥	16.110	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
紙くず	0.050	0.050	0.000	0.000	0.000	0.000
木くず	6.760	6.760	0.000	1.000	1.000	0.000
繊維くず	0.090	0.090	0.000	0.000	0.000	0.000
廃石膏ボード	6.560	0.000	0.000	1.000	1.000	0.000
混合（管理型含む）	13.050	13.050	0.000	1.000	1.000	0.000
石綿含有産業廃棄物（管理型）	14.195	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
水銀使用製品産業廃棄物	0.030	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
鉛含有廃塗膜等	0.370	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	2,099.356	1914.460	0.720	1510.000	1510.000	0.000